

新石垣空港活性化協議会会則（案）

（名 称）

第1条 本協議会は、新石垣空港活性化協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 協議会は、新石垣空港の施設利用者の利便性及び施設機能の向上等を図ることにより新石垣空港の活性化を促進し、もって八重山地域の発展を目的とする。

（協議事項）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。

- (1) 新石垣空港の施設の効率的な運用に関すること。
- (2) 新石垣空港の施設利用者の利便性及び快適性の向上に関すること。
- (3) 新石垣空港の施設機能の向上に関すること。
- (4) その他、新石垣空港の活性化に関すること。

（構成員）

第4条 協議会は、別表に掲げる構成員をもって構成する。

2 協議会は、必要があるときは構成員以外の者の出席を求めることができる。

（会長及び招集）

第5条 協議会に会長を置き、石垣市長をもって充てる。

2 会長は協議会を必要に応じ招集し、会務を統括する。

（事務局）

第6条 協議会の運営に必要な事務を処理するため、事務局を石垣空港ターミナル株式会社、沖縄県八重山事務所及び石垣市企画部観光文化課に置く。

（その他）

第7条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は会長がこれを定める。

附 則

この会則は、令和4年5月 日から施行する。